

～給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント～

平成23年11月

大分県人事委員会

【内 容】

- 1 給与勧告の対象職員
- 2 給与勧告の手順
- 3 公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)
- 4 公民較差等に基づく給与改定
- 5 本年の給与改定
- 6 モデル給与例
- 7 最近の給与勧告の実施状況

1 給与勧告の対象職員

本年の給与勧告の対象となっているのは、給与条例の各給料表適用者15,794人(再任用職員等を除く。)であり、昨年より174人の減となっています(行政職については、4,265人で昨年より66人の減となっています。)

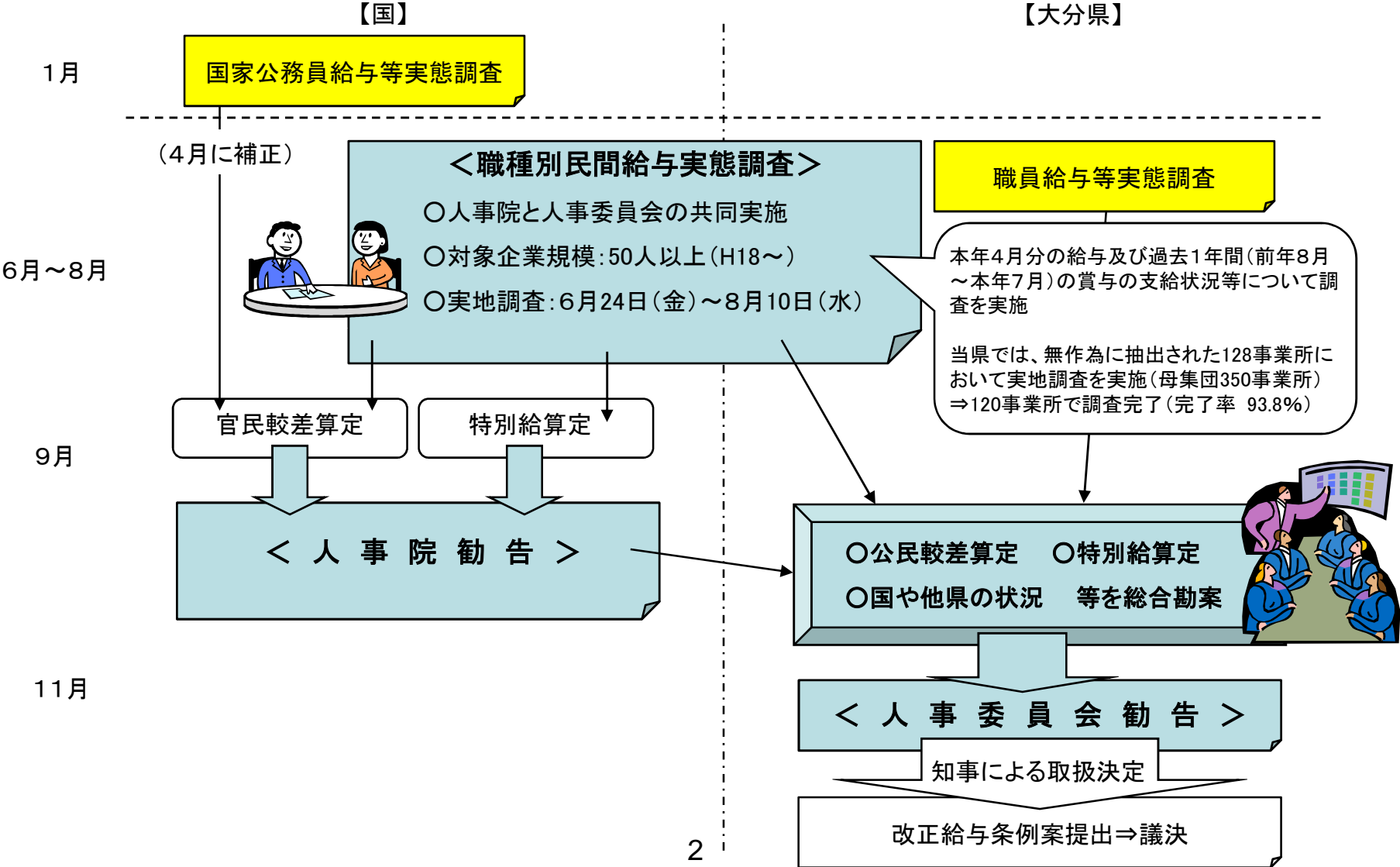
また、対象職員の平均年齢は44.6歳であり、昨年より0.2歳増加しています(行政職については、43.7歳で昨年より0.1歳減少しています。)

項目 給料表	職員数(人)			平均年齢(歳)		
	平成23年	平成22年	増減	平成23年	平成22年	増減
行政職	4,265	4,331	△ 66	43.7	43.8	△ 0.1
研究職	232	229	3	42.3	42.2	0.1
医療職(一)	18	15	3	43.2	50.5	△ 7.3
医療職(二)	241	251	△ 10	43.3	43.4	△ 0.1
海事職	39	39	-	43.2	43.1	0.1
公安職	2,006	2,016	△ 10	39.7	40.1	△ 0.4
教育職(一)	2,732	2,757	△ 25	45.0	44.7	0.3
教育職(二)	6,261	6,330	△ 69	46.6	46.2	0.4
全職種	15,794	15,968	△ 174	44.6	44.4	0.2

(平成23年4月1日現在)

2 給与勧告の手順

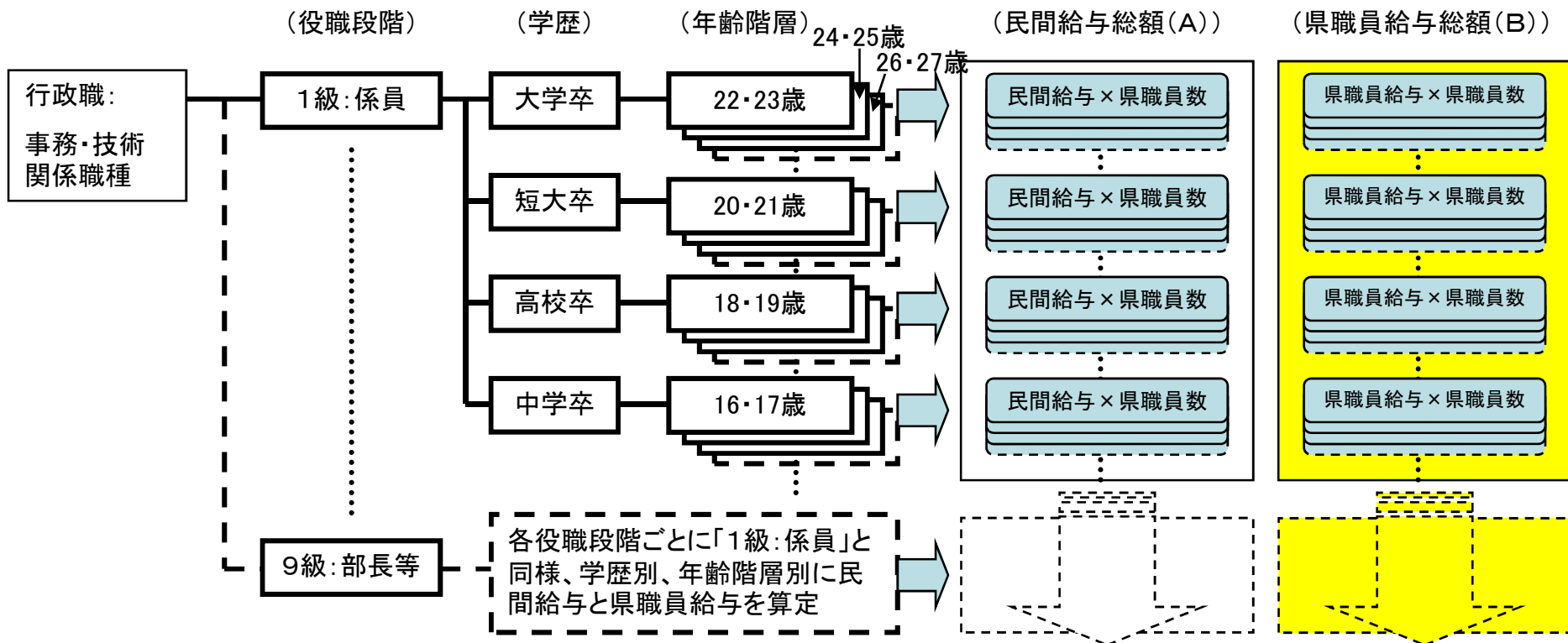
人事委員会の給与勧告制度は、現行の公務員の労働関係に対応したものであり、地方公務員法第24条に定める給与の根本基準を具体化し、適正な給与の実現を図るとともに、公務員の勤務条件を確保することを目的としています。



3 公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)

個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総数を算出し、両者の水準を比較しています。



今年の較差 $\Delta 158$ 円 ($\Delta 0.04\%$) (算定方法) (a) - (b)

民間給与総額
 \div 県職員総数
 $= 381,697$ 円 (a)

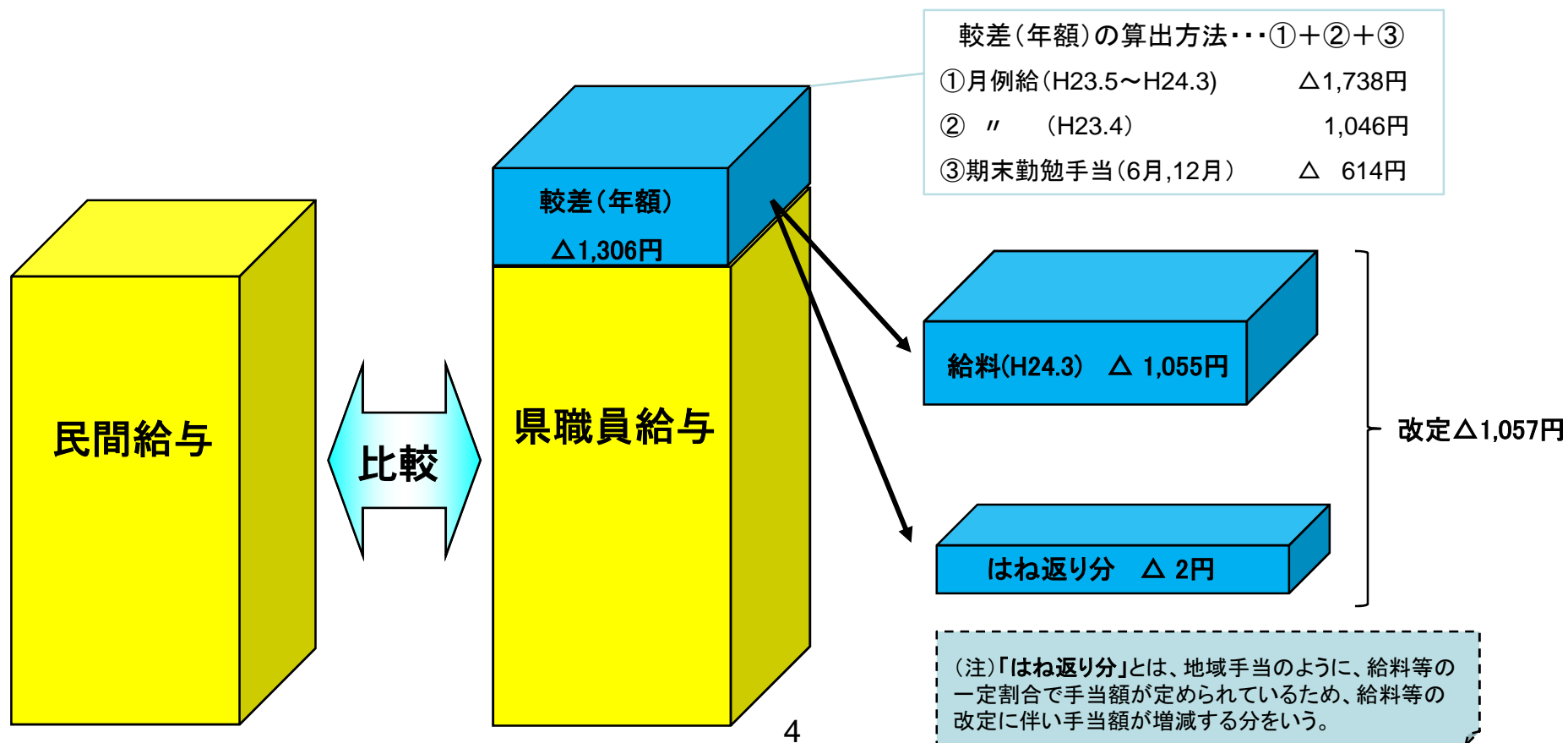
県職員給与総額
 \div 県職員総数
 $= 381,855$ 円 (b)

※公民ともに、本年の新規学卒の採用者は含まれていない。 3

4 公民較差等に基づく給与改定

地方公務員法の趣旨に則り、以下の事情を総合的に勘案した結果、月例給について下図のとおり給与改定を行うこととしました。

- 公民給与の比較の結果、職員給与が民間給与を上回ったこと(△158円 △0.04%)
(知事部局等における5月の定期人事異動後の職員給与で公民給与の較差を算定)
- 人事院が、本年の官民の給与較差を解消するため、国家公務員の月例給の引下げ改定を勧告していること
- 他の都道府県においても、人事院勧告等を考慮した対応が考えられること



5 本年の給与改定

1 月例給

給料表

①行政職給料表

人事院勧告に準じて、50歳台を中心に、40歳台以上を念頭に置いた引下げ改定

②その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本に引下げ改定(医療職(一)を除く。)

③給与構造改革の給料水準引下げ等に伴う経過措置額を引下げ

(平成21年△0.24% 平成22年△0.17% 平成23年△0.49% 合計△0.90%)

2 実施日

平成24年3月1日から実施

6 モデル給与例

職務段階	年齢	家族構成	勧告前		勧告後		年間給与の減少額 (平年度ベース)
			月 額	期末・勤勉手当 年間支給月数	月 額	期末・勤勉手当 年間支給月数	
係 員	25歳	独 身	185,800円	3.95月	185,800円	3.95月	
	30歳	配 偶 者	250,500円	3.95月	250,500円	3.95月	
係 長	40歳	配偶者、子2人	362,500円	3.95月	362,500円	3.95月	
課長補佐	50歳	配偶者、子2人	415,600円	3.95月	414,000円	3.95月	△26,600円
課 長	55歳	配偶者、子1人	535,439円	3.95月	533,539円	3.95月	△31,000円
部 長	58歳	配 偶 者	652,145円	3.95月	649,745円	3.95月	△41,000円
行政職平均			378,875円	3.95月	377,818円	3.95月	△17,000円

(注) 1 モデル給与例の「月額」は、給料月額、扶養手当及び管理職手当を基礎に算出

なお、課長については管理職手当の区分を五種(77,400円)、部長については管理職手当の区分を一種(130,300円)として算定

2 勧告前の行政職平均月額は平成23年5月給与で算定

7 最近の給与勧告の実施状況

県職員の給与は、民間給与が厳しい状況にあったこと等を反映して、平成19年を除き、月例給又は特別給の減額による年間給与の減少又は据置きが続いています(月例給の引下げは3年連続、特別給は3年ぶり据置き)。

年	月例給		主な勧告の内容	特別給		平均年間給与	
	改定額	改定率		年間支給月数	対前年増減	増減額	増減率
平成11年	1,047円	0.26%	給料表の引上げ	4.95月	△0.30月	△105千円	△1.5%
平成12年	515円	0.13%	子等に係る扶養手当の引上げ	4.75月	△0.20月	△75千円	△1.1%
平成13年	297円	0.07%	特例一時金を支給	4.70月	△0.05月	△17千円	△0.2%
平成14年	△8,254円	△2.03%	給料表の引下げ、配偶者に係る扶養手当の引下げ	4.65月	△0.05月	△161千円	△2.3%
平成15年	△4,242円	△1.06%	給料表の引下げ、配偶者に係る扶養手当の引下げ	4.40月	△0.25月	△175千円	△2.6%
平成16年	—	—	—	4.40月	—	—	—
平成17年	△1,458円	△0.37%	給料表の引下げ、配偶者に係る扶養手当の引下げ(H17実施) 国家公務員の給与構造の改革に準じた給与改定 (H18実施)	4.45月	0.05月	△4千円	△0.1%
平成18年	—	—	管理職手当の定額化、子等に係る扶養手当の引上げ(H19実施)	4.45月	—	—	—
平成19年	650円	0.17%	給料表の引上げ、子等に係る扶養手当の引上げ、 地域手当の一部繰上げ改定	4.50月	0.05月	30千円	0.5%
平成20年	—	—	教育職給料表の級の新設、医師の初任給調整手当の引上げ (H21実施)	4.50月	—	—	—
平成21年	△712円	△0.18%	給料表の引下げ	4.15月	△0.35月	△152千円	△2.4%
平成22年	△617円	△0.16%	給料表の引下げ、自宅に係る住居手当の引下げ、55歳を超える職員 (行政職給料表5級以下の職員等を除く)について管理職手当の支給 額を1.5%減額	3.95月	△0.20月	△88千円	△1.4%
平成23年	△1,057円	△0.28%	給料表の引下げ(平成24年3月1日から実施)	3.95月	—	△17千円	△0.3%

(注) 1 平成17年の「改定額」、「改定率」及び「平均年間給与」は、特例条例による減額前の職員給与に基づき算出

2 平成23年の平均年間給与増減額(率)は平年度ベースで算出